

令和6年3月定例会（令和6年(2024年)3月22日）

## 越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

# 越谷・松伏水道企業団議会会議録

## 目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 議 事

3月22日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	8
	○会期の決定	8
	○令和6年度水道事業経営方針説明	8
	○企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明	11
	○企業団行政に対する一般質問	15
	○企業長提出議案の質疑	18
	△第1号議案の質疑	18
	△第2号議案の質疑	18
	△第3号議案の質疑	18
	○企業長提出議案の討論、採決	23
	△第1号議案の討論、採決	23
	△第2号議案の討論、採決	23
	△第3号議案の討論、採決	23
	○諸般の報告	24
	○議事日程の追加	24
	○委員会提出第1号議案の上程及び提案説明	24
	○委員会提出第1号議案の質疑	25
	○委員会提出第1号議案の討論、採決	25
	○諸般の報告	26
	○特定事件の議会運営委員会付託	26
	○閉 議	26

○企業長の挨拶	26
○閉　　会	27
署名議員	29

参考資料

企業長提出議案の処理結果	31
委員会提出議案の処理結果	31

水企告示第7号

令和6年3月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月15日

越谷・松伏水道企業団  
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和6年(2024年)3月22日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和6年3月定例会 会期3月22日 1日間

応招議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	増田等	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	長谷川真也	議員	6番	川上力	議員
7番	藤部徳治	議員	8番	瀬賀恭子	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	久保田茂	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

不応招議員 なし

## 3月定例会 第1日

令和6年(2024年)3月22日(金曜日)

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 令和6年度水道事業経営方針説明
- 7 企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
  - △ 第1号議案の質疑
  - △ 第2号議案の質疑
  - △ 第3号議案の質疑
- 10 企業長提出議案の討論、採決
  - △ 第1号議案の討論、採決
  - △ 第2号議案の討論、採決
  - △ 第3号議案の討論、採決
- 11 諸般の報告
- 12 議事日程の追加
- 13 委員会提出第1号議案の上程及び提案説明
- 14 委員会提出第1号議案の質疑
- 15 委員会提出第1号議案の討論、採決
- 16 諸般の報告
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 企業長の挨拶
- 20 閉 会

(開議 午前10時08分)

出席議員 15名

1番	島田玲子	議員	2番	増田等	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	長谷川真也	議員	6番	川上力	議員
7番	藤部徳治	議員	8番	瀬賀恭子	議員
9番	山田大助	議員	10番	立澤貴明	議員
11番	久保田茂	議員	12番	松島孝夫	議員
13番	白川秀嗣	議員	14番	金井直樹	議員
15番	伊藤治	議員			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
今井杉広	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
高橋千里	総務課庶務担当主任

10時08分 開 会

◎開会の宣告

- （島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。  
ただいまから令和6年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （島田玲子議長） 企業長から令和5年4月から令和6年1月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。  
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第756号

令和6年（2024年）3月15日

越谷・松伏水道企業団議会  
議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団

企業長 野 口 晃 利

令和6年3月定例会に付議する議案の送付について

標記について、3月22日招集に係る令和6年3月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

#### 議 案 目 録

- 1 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について
- 1 令和6年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について

以上でございます。

#### △特定事件の審査結果報告

- （**島田玲子議長**） 次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長から調査結果の報告がありましたので、その写しを報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、去る12月定例会において水道事業調査研究特別委員会に付託した特定事件について、委員長の報告を求めます。

水道事業調査研究特別委員会、増田 等委員長、登壇して報告願います。

〔増田 等水道事業調査研究特別委員長登壇〕

- （**増田 等水道事業調査研究特別委員長**） 議長のご指名によりまして、水道事業調査研究特別委員会に付託されました閉会中の特定事件について、その調査概要をご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月8日、9日の2日間にわたり、委員14名及び島田議長、福田参与、鈴木参与、野口企業長が出席し、真子次長(兼)総務課長が随行の上、「豪雨による風水害対策について」、「災害時対応能力及び組織力の向上に向けた取組について」の2項目を調査事項とし、備南水道企業団及び岡山市水道局への行政調査を実施いたしました。

まず、備南水道企業団の調査を行いました。

平成30年に発生した記録的な大雨の影響により、倉敷市真備地区では一級河川である小田川の堤防が決壊し、地区の約3割が浸水しました。

この浸水により、真備浄水場の全ての機能が停止、94か所の送配水管等が破損したことで、真備

地区全域の約8,900世帯が断水するという深刻な被害を受けました。

この断水を受けて、他の自治体や自衛隊の協力も得ながら、最大で10か所の臨時給水所を設置して給水車を派遣するとともに、自力で水を持って帰ることができない方のために巡回配布給水活動を実施しました。さらに、被災者の熱中症や破傷風の予防等のため、一刻も早い通水を行えるように、飲料は不可とした上で、断水から2日後には摂取制限を伴う給水として、全域で試験通水を開始しました。

また、水源確保対策として、運転不能となった真備浄水場の代替として、岡山県広域水道企業団による常時受水量の約2倍に当たる増量受水や、上成浄水場から、有事用に整備していた連絡管による別ルート送水が実施されました。

このように、早期の試験通水による漏水箇所の発見や洗管作業、迅速な復旧活動や各関係機関などの協力に加え、災害時に備えたバックアップ体制により、約2週間後には真備地区全域で断水の解消ができました。

この豪雨災害の教訓を基に、自然災害による被害を最小化させるため、耐震性貯水槽の整備や給水車の導入により、常設型と巡回型の給水体制を整えとともに、災害を想定した訓練の実施など、他の水道事業者等とも連携した災害対策の充実を推進していくことで、災害に強い水道システムの構築を目指していく、とのことをございました。

次に、岡山市水道局の調査を行いました。

岡山市水道局では、平成28年の水道局本局庁舎の建て替えを機に、災害時の迅速な活動拠点として災害対策室を設置しました。同室には、非常用コンセントや電話回線、LAN回線を集中配備するとともに、WEB・テレビ会議システムも利用可能とするなど、災害対応機能を充実させました。

災害対策マニュアルでは、災害対策本部について「災害等の緊急事態発生の覚知から、概ね1時間以内での設置を目標とする」とされていることから、未経験者でも迅速な設置を可能とするためのツールである「ミッションBOX」を作成しました。

これは「災害等の緊急時に、早期に参集した職員が、これを見れば誰でも災害対策本部を設営できる」という基本方針を実現するため、必要資料を納めたもので、本部のレイアウト図や設置フロー、必要備品の一覧等が整理されており、この資料を見れば、誰でも迅速に本部を設置できるよう工夫されているものです。

今後も、災害対策本部設置訓練等を継続的に実施し、必要に応じて資料の見直しや職員への周知を図っていきたい、とのことをございました。

また、浄水場やポンプ場の浸水被害レベル1対応の対策を計画的に進めるとともに、施設の耐震化や、病院や避難所等の重要給水施設へ優先的な管路耐震化を進めています。

さらに、災害時に市民に身近な小中学校等で応急給水を行うことができるよう、市内小中学校113か所の受水槽を応急給水栓が設置できるように改造し、給水スタンドも用意しているとのことで

ございました。

以上が今回の行政調査の主な概要でございます。全体を通して、備南水道企業団及び岡山市水道局の貴重なお話を伺うことができました。今後は、行政調査で学んだことを議会や事業経営の中で生かしていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、議長の許可をいただき、調査結果報告書をお手元に配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

- （島田玲子議長） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

- （島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

3番 大田ちひろ議員、4番 小口高寛議員、5番 長谷川真也議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

#### ◎令和6年度水道事業経営方針説明

- （島田玲子議長） 令和6年度を迎えるに当たり、水道事業経営方針について説明を聴取いたします。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。令和6年3月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝のうちにご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は、新年度の事業を執行する予算案などをご審議いただきますが、越谷・松伏水道企業団の経営方針を申し述べ、議員の皆様そしてお客様のご理解とご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

緊迫した国際情勢を背景にエネルギー価格をはじめ諸物価が高騰していますが、新型コロナウイルス

ルスの5類移行に伴ってようやく社会がコロナ禍前に戻りつつある中、能登半島地震が発生しました。石川県を中心に甚大な被害がもたらされ、多くの方々は今なお避難所等で不自由な生活を余儀なくされています。被災された全ての皆様に謹んでお見舞い申し上げます。当企業団では関係機関と連携し、いち早く被災地へ応急給水と応急復旧に従事する職員等を派遣いたしました。被災地の一日も早い復旧・復興を願い、引き続き支援を行ってまいります。

本年4月には、国の水道行政の所管が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されます。両省は社会資本整備や災害対応、水質に関する専門的な知見を有しており、水道整備・管理行政の機能が強化され、激甚化する自然災害に耐え得る強靱なインフラ整備に弾みがつくものと期待されています。

今年度は、当企業団の10か年計画である「水道事業マスタープラン」の9年目に当たります。令和6年度の予算は、計画の目標達成に向けて着実な進捗を図るべく編成いたしました。年間計画配水量については、昨今の給水人口や給水戸数の動向などを勘案して、対前年度比20万立方メートル減の3,710万立方メートルといたしました。

収益的収支については、収入が77億9,200万円、支出が73億400万円で、収支差額は4億8,800万円を見込みました。また、資本的収支については、収入が21億3,400万円、支出が59億3,100万円で、このうち主な建設改良事業は、築比地浄水場系基幹管路更新工事等合わせて43億3,500万円でございます。

以下、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に掲げる3つの基本方針に沿って、主要な施策について申し上げます。

まず、第1の柱である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、将来人口や水需要予測に基づき水道施設の規模の適正化を図り、地震等の自然災害や事故などに備えて計画的に更新を進めるとともに、危機管理体制の充実を図ります。

水道水の安定供給を目指し、3か年の継続事業として実施している西部配水場設備整備工事については、老朽化した南部浄水場の機能の一翼を担っており、令和6年度末の完成を目指してまいります。

築比地浄水場系の基幹管路は、第10工区が3か年継続事業の2年目となり、新たに第5工区約573メートルを2か年継続事業として着手いたします。これにより松伏工区約6.8キロメートルについては、計画どおり令和7年度末の完工に向けた最終段階に入ります。今後は松伏町内から越谷市内へと延伸するため、越谷工区の実施設計を進めてまいります。

基幹管路以外の老朽化した配水管の更新については、重要給水施設につながる管路や耐用年数を過ぎた管路を優先し、計画的に耐震化を進めてまいります。配水管には経済的に優れた管材を採用し、各家庭に引き込まれている給水管も併せて耐震管への更新を進めるなど、総延長約7.6キロメートルの建設改良工事を実施いたします。なお、管路の耐震管率は、令和6年度末で51.4%となる見

込みです。

危機管理対策については、地震・風水害などの危機事象を想定した「危機管理計画」を、近年の災害発生状況や被災地支援等で得た経験を踏まえ、より実践的な内容とするため、見直しに着手いたします。有事の際に応急活動を円滑に行うには、普段から施設の現況を的確に把握し、いつでも活用できるようにしておくことが重要であり、訓練等を通して危機対応力の向上を図ります。また、対策本部となる企業団庁舎は耐震性のある建物ですが、トイレ等の給排水設備が老朽化していますので、2か年かけて改修してまいります。

次に、第2の柱である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底するために検査体制の充実に努めるとともに、水道施設を適正に維持管理し、常に安全で良質な水の安定供給を図ります。

水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給いたします。水質検査については、国が定める水質基準項目のほかに、当企業団ではより厳しい水質管理目標値を設定し、高い安全性を確保しています。今年度は、試薬類を調合する「振盪機」と、水中の不純物を測る「導電率計」を更新し、検査精度の向上と信頼性の確保に一層努めてまいります。

水道は装置産業であり、浄・配水場の設備や主要な管路等の日頃の点検は、安定給水に必要な不可欠であるとともに、職員の技術の継承にもつながりますので、引き続き施設の適正な維持管理に努めてまいります。

経年化した配水管は、濁水の発生が懸念されることから、発生リスクの高い地域を中心に水の需要が増える夏を迎える前に計画的に洗浄し、良質な水の供給を図ります。また、貯水槽設置者には貯水槽の適正な管理を促すとともに、指定給水装置工事事業者には更新制度を活用して品質管理や施工指導を徹底し、いつでも安心してお使いいただけるよう努めてまいります。

次に、第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、将来にわたって健全な経営を持続していくために、計画的・効率的な経営の下で人材の育成や環境への配慮などに取り組みます。

企業団経営の指針となる現行の「水道事業マスタープラン（後期見直し）」は、計画期間が令和7年度までとなっていますので、次期計画の策定に着手してまいります。

料金を確実に収納することは水道事業経営の根幹であり、未収金を発生させないことが基本です。そのため、お客様には納付相談などきめ細かく対応してまいります。再三の催告にも応じていただけない場合には、やむを得ず給水停止や弁護士による回収も実施するなど、未収金の抑制に努めてまいります。

また、昨年1月から導入した「水道マイページ」は、これまでに2万件を超えるご登録をいただいております。引き続き、登録件数の増加に努めるとともに、お客様の利便性の向上とペーパーレ

スによる業務の効率化に取り組んでまいります。

水道事業に対する理解をより深めていただくため、広報紙「水道だより」やホームページ、XやYouTube、「水道マイページ」といった多様な広報媒体を活用し、PRキャラクター「こしまつくん」とともに、多くの方々へ情報を分かりやすくお伝えしてまいります。

科学技術がどんなに発展しても、健全な水道事業経営を持続するための担い手は職員です。一人ひとりが各種研修を通して知識や技能を習得することはもとより、企業長と語る「ハートフル・ミーティング」や職員提案制度などを通して、風通しが良く働きがいのある職場環境をつくることで、持てる能力を発揮して経営に参画できる人材を育成してまいります。

脱炭素社会を目指す動きが加速しておりますが、引き続き西部配水場の小水力発電と北部配水場の太陽光発電による再生可能エネルギーを活用するとともに、現在工事中の西部配水場には既に東部配水場で実績がある高効率の配水ポンプやインバーター設備を導入し、温室効果ガスのさらなる排出抑制を図ってまいります。

以上、主要な事業について申し上げましたが、このたびの能登半島地震では、半島という地理的条件などから断水の解消に多くの時間を要しており、水道の重要性がこれまでも増して叫ばれております。毎日の飲用水や生活用水に事欠く被災地に思いを馳せるとき、人々の暮らしを支え、命と健康を守る水道水を送り続ける水道事業体の責務の重さに、改めて身が引き締まる思いです。被災された方々に平穏な日々が一日も早く訪れることを願い、当企業団の基本理念である「世代（とき）を越え 命の水を送り続ける こしまつ水道」を念頭に、職員一丸となって水道事業経営に取り組んでまいります。

議員の皆様、越谷市・松伏町のお客様には、限りないご指導とご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

#### ◎企業長提出第1号議案ないし第3号議案の一括上程及び提案説明

- （島田玲子議長） 企業長提出第1号議案ないし第3号議案の3件を一括して議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 本定例会には、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定をはじめ、3件の議案をご提案申し上げております。

それでは、各議案につきまして順次ご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例において、引用する地方自治法の条項が移動することに伴い、条文の整備を行うものでございます。

なお、本条例は、本年4月1日から施行してまいります。

次に、第2号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法の一部が改正され、水道事業に係る厚生労働大臣の権限が国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、越谷・松伏水道企業団給水条例において、引用する省令に係る条文の整備を行うものでございます。

なお、本条例は、本年4月1日から施行してまいります。

次に、第3号議案についてご説明申し上げます。

「令和6年度予算書及び予算説明書」の1ページを恐れ入りますが、御覧いただきたいと存じます。

第2条「業務の予定量」については、給水戸数17万1,600戸、一日平均配水量10万1,644立方メートル、年間配水量は前年度より20万立方メートル少ない3,710万立方メートル、主な建設改良事業は、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」など43億3,500万円といたしました。

第3条「収益的収入及び支出」については、水道事業収益は77億9,200万円、水道事業費用は73億400万円を計上いたしました。これにより、収支差額では、税込み4億8,800万円を見込んでいます。

第4条「資本的収入及び支出」については、収入は21億3,400万円、支出は59億3,100万円を計上いたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する37億9,700万円は、「過年度損益勘定留保資金」等で補填させていただきます。

それでは、主なものについて順次ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、24ページの予算執行計画書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、「収益的収入」について申し上げます。第1項「営業収益」は、「給水収益」で66億10万円、「その他営業収益」で3億730万円、合わせて69億740万円を計上し、対前年度比1億2,180万円の減となっております。給水収益につきましては、年間の配水量3,710万立方メートルに対し、有収率を96.0%と見込み、算出いたしました。

第2項「営業外収益」は、「受取利息及び配当金」1,600万円、構成市町からの児童手当に係る「他会計補助金」700万円、過去に受け入れた補助金等を減価償却に合わせて収益化する「長期前受金戻入」8億5,395万円など、合わせて8億8,450万円を計上し、対前年度比890万円の増となっております。

第3項「特別利益」は、10万円を計上いたしました。

以上により、第1款「水道事業収益」の総額は77億9,200万円、対前年度比1億1,300万円の減と

なっております。

次に、「収益的支出」について申し上げます。

26ページ以降を御覧いただきたいと存じます。第1項「営業費用」の1目「原水及び浄水費」は、浄・配水場の管理運営に係る費用で、設備点検や水質検査などの委託料、電気料金などの動力費、県水受水費など、合わせて27億5,691万円を計上いたしました。

2目「配水及び給水費」は、管路の維持管理などに係る費用で、漏水修繕や配水管洗浄などの委託料、路面復旧費など、合わせて5億849万円を計上いたしました。

3目「業務費」は、水道料金の検針・調定・収納に係る費用で、量水器の検定満期交換や検針などの委託料、「水道マイページ」などの運用経費を含む水道料金システム等委託料など、合わせて6億2,821万円を計上いたしました。

4目「総係費」は、庁舎管理や各種電算システム等に係る経費、次期水道事業マスタープラン等の策定に係る委託料、水道だより等の広報費など、合わせて4億3,379万円を計上いたしました。

5目「減価償却費」は、建物や配水管等の構築物、機械及び装置等に係る減価償却の費用として、23億4,400万円を計上いたしました。

6目「資産減耗費」は、「西部配水場設備整備工事」等に伴う固定資産の除却費用として、2億8,020万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「営業費用」は69億5,160万円、対前年度比900万円の減となっております。

続いて、第2項「営業外費用」は、「支払利息及び企業債取扱諸費」、「消費税及び地方消費税」など、合わせて3億2,990万円を計上いたしました。

第3項「特別損失」は、過年度分の水道料金の還付に要する「過年度損益修正損」250万円を計上いたしました。

第4項「予備費」は、2,000万円でございます。

以上により、第1款「水道事業費用」の総額は73億400万円、対前年度比2,400万円の減となっております。

次に、「資本的収入」についてご説明申し上げます。32ページを御覧いただきたいと存じます。

第1項「企業債」は、築比地浄水場系の「基幹管路更新事業」及び西部配水場の「配水施設改良事業」に充当するため、15億9,700万円を計上いたしました。

第2項「分担金」は、給水装置の新設や増設に伴う加入者分担金で、2億8,000万円を計上いたしました。

第3項「工事負担金」は、土地地区画整理事業等による配水管布設工事等負担金など、合わせて1億5,700万円を計上いたしました。

第4項「固定資産売却代金」は、有価証券の満期償還に伴うもので1億円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的収入」の総額は21億3,400万円、対前年度比1億5,800万円の増となっております。

次に、33ページ以降、「資本的支出」について申し上げます。第1項「建設改良費」、1目「配水施設拡張費」は、配水管布設工事など、合わせて1億1,162万円を計上いたしました。

2目「配水施設改良費」は、「配水管布設替工事」8億9,400万円、「築比地浄水場系基幹管路更新工事」の「第5工区」2億900万円、「第10工区」11億4,000万円のほか、「西部配水場設備整備工事」12億200万円など、2目全体で43億2,038万円を計上いたしました。

3目「営業設備費」は、「量水器」や「水質検査用備品」の購入費用など、合わせて9,500万円を計上いたしました。

4目「庁舎整備費」は、庁舎のトイレなどの給排水・衛生設備の改修工事費用など、合わせて1億2,700万円を計上いたしました。

これらを合わせた第1項「建設改良費」は46億5,400万円、対前年度比1億9,180万円の減となっております。

第2項「企業債償還金」は、償還元金10億7,100万円を計上いたしました。

第3項「投資」は、資金運用に伴う有価証券の購入費用として2億600万円を計上いたしました。

以上により、第1款「資本的支出」の総額は59億3,100万円、対前年度比4億1,100万円の減となっております。

恐れ入りますが、予算書2ページにお戻りいただきたいと存じます。

第5条「継続費」については、「築比地浄水場系基幹管路更新事業」の「第5工区」及び「庁舎設備更新事業」を、令和6年度からの2か年継続事業として設定いたしました。

第6条「債務負担行為」については、「水道水質検査業務委託」など、都合8件を令和6年度内に着手するため設定いたしました。

第7条「企業債」については、築比地浄水場系の基幹管路の更新並びに西部配水場の設備整備に係る財源として借り入れるため、設定いたしました。

その他、第8条以降の「一時借入金」、「予定支出の各項の経費の金額の流用」、「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」、「たな卸資産購入限度額」については、大変恐縮に存じますが、予算書を御覧いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

#### ◎休憩の宣告

○（島田玲子議長） ここで、第1号議案ないし第3号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時45分 休憩

11時05分 再開

◎開議の宣告

○（島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

○（島田玲子議長） これより企業団行政に対する一般質問を行います。

今定例会における質問発言者及び答弁指定者につきましては、あらかじめ一般質問通告一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

7番 藤部徳治議員。

企業長に対する1件の質問事項について発言を許します。

〔7番 藤部徳治議員登壇〕

○7番（藤部徳治議員） 公明党越谷市議団、藤部徳治です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

本年元日に、最大震度7を記録する大地震が石川県能登地方を襲いました。令和6年3月15日現在、石川県において死者数は241名、今もなお1万2,930名の方々が避難生活を余儀なくされております。震災でお亡くなりになられた方々にご遺族に対しまして心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

越谷・松伏水道企業団としても、1月3日から4名の職員と2トンの給水車、緊急車両各1台を富山県高岡市に派遣、1月23日から石川県志賀町に越谷・松伏水道企業団から5名、越谷松伏管工事業協同組合から6名、緊急車両、輸送車両、トラック3台を派遣、その後、継続的な支援を2月29日、3月22日と行い、被災地にとって復興に向けた力強い支援となっているのではないのでしょうか。被災者の生活支援のお役に立てることを誇りと思うところでございます。災害は、いつ、どこで、どのような規模で発生するか分かりません。防災・減災対策が行政の大きな役割です。

そこで、災害時の断水予防の取組についてと題して、①現在の耐震化率向上の取組についてお聞きします。令和6年度水道事業経営方針の中に、「基幹管路以外の老朽化した配水管の更新については、重要給水施設につながる管路や耐用年数を過ぎた管路を優先し、計画的に耐震化を進めてまいります。なお、管路の耐震管率は、令和6年度末51.4%となる見込みです。」とあります。そこで、現時点での耐震管率と51.4%達成への取組についてお聞きします。

②水道管更新費用の財源確保策についてお聞きします。近年物価高騰により、節約意識の向上による節水意識が高まり、水道事業の根幹である水道料金収入は減少傾向で推移しています。水道事

業運営による費用等の見通し及び財政を把握することは、水道事業を持続させる上で非常に有用になることと思います。令和6年度水道事業経営方針の第3の柱である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、未収金を発生させない、「水道マイページ」の登録推進、ペーパーレス化による業務の効率化とありますが、財源確保の具体的な取組についてお聞きいたします。

③優先的な耐震化の取組について。全ての水道管路や配水池の耐震化には膨大な時間と費用を要するため、水道施設の根幹となる配水池の耐震化や水の供給が必要な施設、指定避難所、病院等への給水ルートの耐震化等、優先度を考慮して進むべきと考えますが、優先的な耐震化の具体的な取組についてお聞きします。

以上、3項目についてよろしくお願いたします。

○（島田玲子議長） ただいまの質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの藤部議員さんのご質問に順次お答えいたします。

災害時の断水予防の取組についてのお尋ねでございますが、現在の耐震化率向上の取組について及び優先的な耐震化の取組についてに関しましては関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

まず、当企業団が管理する施設のうち、本庁舎や浄・配水場につきましては、今後廃止を予定している南部浄水場を除いて、おおむね耐震化が図られておりますが、配水管につきましては令和4年度末における管路の耐震管率は50.2%となっております。現在は、「水道事業マスタープラン（後期見直し）」に基づき、高度経済成長期に布設した非耐震管を優先して計画的に更新を行い、耐震化を進めています。具体的には、大口径の基幹管路は築比地浄水場系の更新を進めており、松伏工区については令和7年度末の完工を目指しています。口径350ミリメートル以下の配水管は、非耐震管が集中する5つの地域を重点地域として面的整備を進めております。

また、配水管の布設替えを行う際には、配水管から分岐して各家庭に引き込まれている水道メーターまでの給水管につきましても併せて耐震化を図っております。さらに、災害時に特に給水が必要とされる庁舎や消防署、医療施設等14施設を重要給水施設と定め、これらの施設に供給する管路についても市町の防災関係部署と調整を図り、計画的に耐震化を進めています。これらの取組により、令和5年度末における耐震管率は50.9%、令和6年度においては延長約7.6キロメートルの建設改良工事を実施し、51.4%を見込んでおります。

次に、水道管更新費用の財源確保策についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、近年給水収益が減少する中で更新を進めるには、財源の確保が重要となっております。財源確保のための取組といたしましては、経営方針でもお示しましたように、柱となる水道料金については未収金を発生させないよう努めるほか、小水力発電による売電収入や債券による資金運用など、給水収益以外の取組も行っております。また、事業量を減らすことなく多額の更新費用を捻出するための取

組として、将来的な水需要の動向を踏まえて配水管の口径を小さくして費用を縮減する方法、いわゆる管路のダウンサイジングをはじめ、配水管の埋戻し材として安価な再生砂の利用、さらには経済性及び耐震性に優れた水道配水用ポリエチレン管の採用などを進めています。

これらの取組について、令和5年度の事業で算定いたしますと、約3億9,000万円の更新費用の削減効果が見込まれております。今後につきましては、令和8年度からの「次期水道事業マスタープラン」を策定する中で検討し、引き続き計画的な耐震化を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質問はありませんか。（7番 藤部徳治議員「はい」と言う）

7番 藤部徳治議員。

〔7番 藤部徳治議員登壇〕

○7番（藤部徳治議員） ご答弁ありがとうございました。1つ再質問をさせていただきます。

②水道管更新費用の財源確保策について再質問をいたします。香川県では2018年、県内ほぼ全域の水道事業体を統合し、業務の一元化で経費を削減し、設備の更新費用などに充てています。組織の規模を生かし、災害時には早急な人員の派遣も可能とあります。このような香川県の合併を踏まえて、当企業団の広域化への取組についてお聞きします。

○（島田玲子議長） ただいまの再質問に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、藤部議員さんの重ねてのご質問にお答えさせていただきます。

水道事業の広域化については、平成30年の水道法の改正により、都道府県が推進役となることとされました。埼玉県においては、「水道広域化推進プラン」を兼ねるものとして、令和5年3月に「埼玉県水道ビジョン」の改定が行われました。この中で、改定前は香川県と同じように「将来の県内水道一本化を見据えた事業統合による広域化の推進」を標榜しておりましたが、改定後は「各水道事業者の実情に応じた多様な広域化の推進」へと方針が変更されました。これを受け、県内のブロックそれぞれが検討を始め、当企業団の位置する県南東部地域の5市1町のブロックでは、埼玉県及び埼玉県企業局も参画し、水道メーターや薬品の共同購入など、多様な広域連携の方針に沿った取組についての検討を始めたところでございます。今後も広域化によって事業基盤の強化が図れるよう、関係団体と協議を進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○（島田玲子議長） ただいまの再答弁に対し、続けての質問はありませんか。（7番 藤部徳治議員「ありません」と言う）

以上で、藤部徳治議員の質問を終了いたします。

これにて企業団行政に対する一般質問を終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第1号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第1号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第2号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第2号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第3号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第3号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「はい」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） 第3号議案について、2点お聞きをいたします。

まず、1点目は、予算書の24ページ、水道料金、あるいは27ページ、県水受水費というところに関わって、県の方針をお伺いいたします。県は、県水の値上げを打ち出しているということ、これまでも度々指摘をさせていただきました。ご答弁で2024年度、今回予算化をされているところまでは値上げをしないという明言をしているとのことですが、その後の動きや状況についてどのように把握をされているのか、お示しをいただきたいと思えます。

2点目は、能登半島地震を受けての災害対策という関係で、予算書24ページの耐震型緊急用貯水槽維持管理負担金ですとか、27ページ、同じく貯水槽の修繕ということに関わるかと思えますが、越谷市の市議会での代表質問でも取り上げたのですけれども、水の確保についてです。企業長の最初のお話にもあったように、この水の確保ということが大変重要だということが今回の災害でも分かりました。また、調査においても水の確保というところで、飲み水はもとより生活用水の確保というところも大変重要だということを実感しているところです。企業団として、越谷市、松伏町とどのように連携をして進めていくのかということについてお伺いをいたします。

以上2点です。

- （島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの山田議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の県水のその後の動向ということでございます。県水の単価につきましては、以前から埼玉県企業局から令和6年度までは現在の税抜きで1立方メートル当たり61円78銭を維持するということとされておりましたが、今年1月に入りまして県のほうから、令和7年度以降の財政収支を考えると現行の単価を維持することは難しいため、具体的に料金改定を検討していくとの説明がございました。それを受けて、現在、埼玉県の用水を購入している団体で構成されている埼玉県営水道用水購入団体等連絡協議会を窓口として、県企業局と協議を行っているところでございます。

まだ改定率や時期などについて、現時点で確定的なものとしては示されておりませんが、今の段階では県企業局が様々な試算をする中で、原案の一つとしては令和7年度から県は上げたいというお話があります。しかし、県水が値上げになると末端給水事業体の影響が大きく、それぞれの市や町の水道事業体においても料金改定を行わなければならなかったり、議会に対する説明、住民に対する説明等があって、7年度はとても無理だということで、もう一度考え直してくださいということとは県のほうに協議会を通して申し上げております。

また、率につきましても、雲をつかむような話ではいけませんので、まだこれは確定ではありませんけれども、おおむね2割程度は上げたいというようなお話がありました。その原因をお聞きすると、諸物価が高騰しており、特に県水については、電気料の高騰が大きいということですが、電気料一つ見ても、昨年から現在は幾分落ち着きを見せているので、令和5年度の決算を見て、それからでも遅くはないのではないかと申し上げ、できるだけ末端給水事業体への影響を回避するように、いろいろな意見を各事業体で出させていただいております。そのようなことで、現在まだ協議中で確定したわけではございませんけれども、このような動きでございます。

それから、2点目の能登半島地震等を踏まえて水の確保ということでございます。この水の確保につきましては、市民・町民の皆さんには1人1日3リットル、3日間の水の備蓄をお願いしてございますけれども、企業団としましては耐震型緊急用貯水槽が23基ございます。これで2,300立方メートル。さらには、配水池がございます。浄・配水場の配水池では、もし地震等で配水池の水が消火用等に使われた場合でも、緊急遮断弁が作動して最低限の水量を保っており、耐震型緊急用貯水槽と配水池の残った水量を合わせて約5日分、3日目までは1人1日3リットル、4日目以降は1人1日20リットルという計算に基づくと、約5日分はこの給水区域内で何とか確保できる見込みでございます。ただ、それとて十分であるかと言われれば、決してそんなことはございません。岡山市水道局への行政調査に同行させていただきましたけれども、避難所となる各小中学校の受水槽を利用した応急給水用タンクは、非常に安価でいい事例だと思いますので、ああいったこともこの給

水区域内でも採用できないかということで、市及び町の防災担当部局とその辺実現できるように、今調整を進めているところでございます。

以上でございます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

以上で、山田大助議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。（13番 白川秀嗣議員「はい」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

- 13番（白川秀嗣議員） 令和6年度の予算について、2点質疑をさせていただきます。

最初は、水道事業経営方針の中にも、それから先ほど藤部議員さんの質問の中にも、また山田議員さんの質疑の中にもありました。能登半島の地震は大変大きな惨禍でもありますし、あるいはだからこそ教訓化しなければならないと思います。そこで、予算編成をするときの予算編成方針のところの基点や構えなどで、特にこの能登半島地震で教訓化されるのは何なのか。幾つかは先ほど出ましたけれども、これに関してお知らせいただきたいと思います。これが1点です。

2つ目です。したがって、それらを受けて令和6年度の予算編成の中の事業の中で、特にここに力点を入れている、あるいは見直しが必要だ、あるいは今後この点に留意しなければならないという事業があれば、幾つか教えていただきたいと思います。

以上です。

- （島田玲子議長） ただいまの質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの白川議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

能登半島地震につきましては、半島という場所柄アクセスが悪いということで、大変復旧作業にも苦慮しておるところでございます。そういう中で、職員が本日も応急給水で第2陣が発発しました。応急復旧もこれまでに第2陣が出動いたしまして、全部で4隊が現地に入って復旧支援活動をしております。そういったところで派遣された職員がいろいろ現地で見たり聞いたりしたときに、やはり給水車については停車給水といいますか、給水車から一人ひとりに直接給水するという効率の悪いことは望ましくありません。できれば給水車は運搬給水、拠点を決めて、そこにピストンで輸送することが、一番効率的にいいだろうというようなことが支援に行った職員からも言われております。

今までは、仮設の給水槽を台の上に1トン程度を載せて、そこに置いておくという方法が主でありました。しかし、先ほど申し上げましたように、各学校等には常設の受水槽がございます。最近の市や町の新しい施設には受水槽に応急給水栓をつけていただいております。外からの異物の浸入

も防げますし、それを活用するのが一番いいだろうということで、この辺が最も教訓として、今まで我々が描いていたイメージと違っていたかなという思いがあります。したがって、財源も限られておりますので、現在あるものを何とかいろいろ活用しながら、少しでも安全安心な、いざというときにも供給ができるような対策を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○（**島田玲子議長**） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「議長」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

○13番（**白川秀嗣議員**） 一応分かりました。それで、それを受けて特に重点的な事業というのをお聞きしたので、今まだ準備中だということなら、それで了解いたします。

そこで、能登半島地震の教訓なのですが、思った以上に半島が150キロあるので大変だということをお聞きしたのですが、よくよく検証してみると、やっぱり水道が2か月たっても来ていない状況、あるいは医薬品とか食料とかほとんど行っていないというのが、東日本大震災から13年もたっているのにあんなことが起こるのかとびっくりしたのです。

初動の遅れが相当課題なのですが、先ほど給水、運搬のところでおっしゃっていたのですけれども、一番最初に大きかったのは、道路が壊れているところに道路を整備していく、いわゆる啓開計画、つまり自動車の啓開計画。つまり瓦礫が落ちているところをきれいにして、車が通れるようにしていくという計画を埼玉県はつくっているのですけれども、石川県はつくっていなかったのです。そこで、つくっていないので、各地元の土木業者の皆さんがおられたのだけれども、県庁から指示が出ないので待機している状態がずっと続いたのです。もちろん埼玉県はできているので、もしそういう事故が起これば、各地元の土木業者の皆さんに直ちに指示が行って、道路を開くということができると思うのですけれども、というように先ほどもちょっとおっしゃった寸断されたところを開くときにどうやって車両を通していくのかというのが物すごく重要なことなので、それはもちろん越谷・松伏水道企業団だけではできないことで、埼玉県との関係、あるいは越谷市、松伏町の関係でもやらなくてはいけないと思うのですが、そういう意味で今回、今後マスタープランをつくるということになっているわけです。それが反映する、あるいはそのことが影響できるということの進め方があるかどうか、再度教えていただきたいと思っております。

以上です。

○（**島田玲子議長**） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（**野口晃利企業長**） それでは、重ねての白川議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました応急給水については、あれは対症療法というか、事後の話でございますの

で、その事前の策としては、やはり先ほど申し上げたように管路の整備、耐震化というのが急がれるということは間違いございません。まずは拠点となる浄・配水場、そしてそこからつながる基幹管路の整備です。今、松伏町にある築比地浄水場から越谷市内に向けて、管径800ミリから600ミリという非常に大規模なものでございますけれども、まずはその大動脈を確保しようというものでございます。令和7年度までに松伏工区が終わって、令和8年度以降については、いよいよ古利根川の下をくぐって越谷駅前線のほうに来るといふ、そうした整備を計画的に進めるものでございます。

そういったことでは、先ほどの運搬給水というもの以上に、その根幹となる整備を進めていくということは令和6年度の事業についての一番重要な点でございますが、この点十分に申し述べられませんでしたので、追加をさせていただきます。

それから、道路計画については、局長のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

○（島田玲子議長） 次に、局長。

〔松尾雄一局長登壇〕

○（松尾雄一局長） ただいまお尋ねの災害時における道路の整備を含めまして、次期マスタープランの中でどのように対応していくかにつきましてお答え申し上げます。

災害時復旧活動に当たるに際しましては、そのためのルートとなる道路啓開が早く整備されることが重要であるということがございます。ただ、私ども水道事業体の役目といたしましては、まずは管路の耐震化を進め、水道施設そのものを災害に強い施設としていく、このことが何より重要であると考えております。

そこで、次期令和8年度以降の水道事業マスタープランの策定に当たりましては、来年度以降2か年をかけて取り組んでまいります。このマスタープランの策定と併せまして、耐震化あるいは老朽化対策の考え方を改めてしっかりと精査した中で、管路の更新の計画、あるいは浄・配水場の点検や更新の計画などを改めて策定し、計画的に耐震化、災害に対して安全な施設の構築に努めるということと並行して進めながら、水道事業マスタープランの策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○（島田玲子議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「ありません」と言う）

以上で、白川議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） 以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

○（島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時38分 休憩

11時39分 再開

◎開議の宣告

○（島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第1号議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 第1号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

△第2号議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 第2号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○（島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

△第3号議案の討論、採決

○（島田玲子議長） 第3号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

- (島田玲子議長) 挙手は全員であります。  
したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

- (島田玲子議長) この際、諸般の報告をいたします。

△委員会提出議案の報告

- (島田玲子議長) 委員会提出議案が1件提出されましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- (島田玲子議長) お諮りいたします。  
久保田 茂議会運営委員長から委員会提出第1号議案が提出されました。  
この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
[「異議なし」と言う人あり]

- (島田玲子議長) ご異議なしと認めます。  
したがって、この際、委員会提出第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎委員会提出第1号議案の上程及び提案説明

- (島田玲子議長) これより、委員会提出第1号議案を議題といたします。  
提出者、久保田 茂議会運営委員長から提案理由の説明を求めます。  
久保田 茂議会運営委員長、登壇して説明願います。

[久保田 茂議会運営委員長登壇]

- (久保田 茂議会運営委員長) 議長のご指名によりまして、委員会提出第1号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、これまで当企業団に対する議員個人の請負が一切禁止されていたところ、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が政令で定める額を超えないものは規制の対象外とされたことから、議員の職務執行の公正、適正を損なわないよう、請負状況の透明性を確保するため、越谷・松伏水道企業団議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に前会計年度における

企業団に対する請負の状況を議長に報告しなければならないこと、議長は、報告の一覧を作成し、公表しなければならないこと、何人も議長に対し報告等の閲覧または写しの交付を請求できることなどを定めております。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用してまいります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時43分 休憩

11時43分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の質疑

- （島田玲子議長） 委員会提出第1号議案の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時43分 休憩

11時43分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎委員会提出第1号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 委員会提出第1号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、委員会提出第1号議案は原案のとおり可決されました。

#### ◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

#### △特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎特定事件の議会運営委員会付託

- （島田玲子議長） 特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

#### ◎閉議の宣告

- （島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

#### ◎企業長の挨拶

- （島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、3月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました3議案につきまして、いずれも原案のとおりご決定を賜

り、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。

元日に発生いたしました能登半島地震では、懸命な復旧作業にもかかわらず、今なお断水している地域があり、本日も早朝に応急給水のため職員4名が出発したところでございます。災害に対する備えにゴールはありませんので、応急給水や応急復旧で得た貴重な経験を踏まえ、今できることはしっかりと取り組んでおかなければと、改めて決意を新たにいたしました。どのような状況においても、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、職員一丸となり令和6年度の事業執行に当たってまいります。

議員の皆様におかれましては、私たちになお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、目前に迫りました松伏町議会議員選挙に臨まれる皆様には、見事関門を越えられますよう心からご健闘をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○（**島田玲子議長**） これをもちまして、令和6年3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 大 田 ち ひ ろ

署名議員 小 口 高 寛

署名議員 長 谷 川 真 也

◎企業長提出議案の処理結果

- 第1号議案 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第2号議案 越谷・松伏水道企業団給水条例の一部を改正する条例制定について  
(原案可決)
- 第3号議案 令和6年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について  
(原案可決)

◎委員会提出議案の処理結果

- 委第1号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定について  
(原案可決)